

# OCX Mobile Access Virtual Mobile Gateway 個別規定

BBIX 株式会社

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (適用範囲)

1. BBIX 株式会社(以下「当社」といいます。)は、この OCX Mobile Access Virtual Mobile Gateway 個別規定(以下「本個別規定」といいます。)及び Open Connectivity eXchange 利用規約に基づき、「OCX Mobile Access SIM 個別規定」に基づき提供する SIM を用いてインターネットやクラウドサービスなどの外部ネットワークへ接続するための「Virtual Mobile Gateway」を提供します。Virtual Mobile Gateway のサービス内容の詳細は、別途当社が提供する「OCX ドキュメントサイト(<https://docs.ocx-cloud.net/docs/intro>)」に定めるとおりとします。
2. 本個別規定は、Open Connectivity eXchange 利用規約に定める個別規定として Virtual Mobile Gateway の利用条件を定めるものです。
3. 本個別規定と Open Connectivity eXchange 利用規約で相反する内容が発生した場合、本個別規定を優先するものとします。
4. 本個別規定に定めのない事項については、Open Connectivity eXchange 利用規約に定める規定が適用されるものとします。

### 第 2 条 (定義)

本個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。Open Connectivity eXchange 利用規約に定める用語は同じ意味を有するものとします。

1. 「Virtual Mobile Gateway 利用者」とは、Virtual Mobile Gateway 利用契約を締結した者をいいます。
2. 「更新」とは、利用している Virtual Mobile Gateway の Address Pool に登録する SIM の上限枚数の変更をいいます。
3. 「Virtual Mobile Gateway 利用契約」とは、本個別規定に基づき Virtual Mobile Gateway 利用者と当社の間で成立する Virtual Mobile Gateway サービスの利用に関する契約をいいます。
4. 「インスタンス」とは、専用コントロールパネル上で利用契約にかかる申込ができる、Virtual Mobile Gateway の 1 単位をいいます。

## 第 2 章 利用契約

### 第 3 条 (利用契約の条件)

Virtual Mobile Gateway 利用契約の締結は、専用コントロールパネルの利用契約を締結していることが前提となります。

### 第 4 条 (利用契約の単位)

1. Virtual Mobile Gateway 利用契約の申込は、予め本個別規定に同意の上、当社所定の方法より、当社に対して行うものとします。
2. 当社は、1 つのリソースごとに 1 つの利用契約を締結します。なお、1 つのリソースにつき 2 つのインスタンスを提供します。
3. Virtual Mobile Gateway 利用契約においては、利用する Virtual Mobile Gateway の Address Pool に登録する SIM の上限枚数を定めます。

### 第 5 条 (利用契約の成立)

1. Virtual Mobile Gateway 利用契約の申込は、予め本個別規定に同意の上、当社所定の方法より、当社に対して行うものとします。
2. Virtual Mobile Gateway 利用契約は、前 2 項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾を Virtual Mobile Gateway 利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に成立するものとします。
3. Virtual Mobile Gateway 利用契約の成立以降、当該 Virtual Mobile Gateway を利用できるものとします。

### 第 6 条 (更新)

1. 更新の申込は、当社所定の方法により、当社に対して行うものとします。
2. Virtual Mobile Gateway 利用者は更新の申込に際して、予め希望する、Address Pool に登録する SIM の上限枚数を当社に対して申告するものとします。更新は、前 2 項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾を Virtual Mobile Gateway 利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に有効となるものとします。

## 第 3 章 VMG の提供

### 第 7 条 (VMG の提供範囲)

当社は、Virtual Mobile Gateway 利用者に対し、本個別規定の内容に従い、Virtual Mobile Gateway を提供するものとします。

### 第 8 条 (利用帯域の制限)

当社は、Virtual Mobile Gateway サービスの提供について著しい影響を与える恐れがある場合に、事前の通知を行うことなく直ちに Virtual Mobile Gateway 利用者のトラフィックを制限することができるものとします。

### 第 9 条 (利用の終了)

当社は、Virtual Mobile Gateway の提供が困難であると判断した際には、Virtual Mobile Gateway 利用者に対して事前に書面等により通知し、Virtual Mobile Gateway サービスの提供を終了することができるものとします。

### 第 10 条 (SLA の非設定)

Virtual Mobile Gateway については、当社は Service Level Agreement (SLA) を設定しません。

## 第4章 利用料金

### 第11条 (利用料金及び利用料金の計算方法)

1. Virtual Mobile Gateway サービスの利用料金及び支払い条件は、当社が別途定めるとおりとします。
2. 前項の利用料金について、当社又は集金代行業者により、当社又は集金代行業者の定める方法にて請求を行います。
3. 利用料金は、Virtual Mobile Gateway 利用契約の申込を当社が承諾した日を課金開始日とします。なお、課金開始日が属する月の月額料金は、暦日数を用いて日割計算するものとします。
4. 利用料金は、毎月末日締めにて算出するものとします。
5. 更新により Virtual Mobile Gateway の利用料金に変更が生じる場合は、当社が更新の申込を承諾した日より変更後の利用料金が適用されるものとします。なお、利用料金の変更日が属する月の月額料金は、日本標準時(JST)に基づき、暦日数を用いて日割計算するものとします。
6. Virtual Mobile Gateway の利用料金の課金終了日は、Virtual Mobile Gateway 利用者から解約の申込を承諾した日とします。なお、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。
7. Virtual Mobile Gateway 利用契約が Virtual Mobile Gateway 利用者による解約以外の方法で終了した場合、Virtual Mobile Gateway の利用料金の課金終了日は Virtual Mobile Gateway 利用契約の終了日とし、課金終了日が属する月の月額料金は暦日数を用いて日割計算するものとします。

## 第 5 章 Virtual Mobile Gateway 利用契約の終了

### 第 12 条 (Virtual Mobile Gateway 利用者による解約)

1. Virtual Mobile Gateway 利用者が Virtual Mobile Gateway 利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、当社に対して申込を行うものとします。
2. 前項に従って行われた Virtual Mobile Gateway 利用者からの解約の申込を当社が承諾した上で、Virtual Mobile Gateway 利用契約最終日を Virtual Mobile Gateway 利用者へ当社指定の方法により通知するものとします。

### 第 13 条 (専用コントロールパネルの利用契約終了による終了)

専用コントロールパネルの利用契約が終了した場合は、Virtual Mobile Gateway 利用契約は自動的に終了します。

### 第 14 条 (利用契約終了後の取扱い)

Virtual Mobile Gateway 利用契約の終了時点で存在する Virtual Mobile Gateway 利用者の一切の債務については、Virtual Mobile Gateway 利用契約終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

(2025 年 3 月 31 日 制定実施)